

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

「関内駅北口歩行者広場広告事業」に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■**広告募集概要**

名 称	関内駅北口歩行者広場広告
内 容	<p>JR 関内駅北口改札前では、駅周辺のバリアフリー向上のために歩行者広場と広場を覆う大屋根の整備を進めています。(令和4年3月末完成予定)</p> <p>当募集は完成後に観光客や通勤客、買い物客など多くの利用客が見込まれることから、広場内の屋根を支える壁面(道路占用物)に、広告筐体として①<u>まちの利便性向上と賑わい創出を図る(サイネージ広告付き)タッチパネル式の地域情報案内地図</u>と②<u>横浜市の行政情報等を表示するデジタルディスプレイ</u>を設置していただく事業となります。当事業を活用・運用し、経費の削減、その他行政サービスの向上につながる企画を募集します。</p> <p>なお、設置事業者様には、広告料及び道路占用料を市に納付していただきます。また、事業の実施に係る費用(筐体及びデジタルサイネージディスプレイの設置並びに撤去、サイネージソフトウェアの開発、サイネージコンテンツの制作及び更新等、筐体等の保守管理、運営、広告主の募集、電気料金等)を負担していただきます。</p> <p>屋外広告物には該当しません。</p>
所在地(場所)	横浜市中区港町3丁目14番地先(※別添資料①案内図参照)
利用者数・利用者層	<p>都心臨海部の主要な駅の一つであり、周辺には業務ビルだけでなく、多くの商業施設や観光名所などが立地しています。また、市営地下鉄との乗換駅でもあります。</p> <p>※参考 JR 関内駅の乗降客数：約11万人/日(2019年)</p>
広告設置場所	関内駅北口駅前歩行者広場のY4通り壁面(道路区域内道路占用物) (※別添資料②平面図 参照)
広告掲出可能最大スペース	H3250mm×W5400mm程度(D350mm程度) (※別添資料③壁立面図、別添資料④イメージパース 参照)
躯体及びデジタルサイネージの条件	<ul style="list-style-type: none"> ・使用電圧・電源：100V/合計1200W以下/コンセント1か所(市が整備) ・画面等の電源を自動でON・OFFできること(タイマー設定が可能) ・表示言語が切替できること <p>(日本語、英語、中国語(簡体)、韓国語の4言語は必須とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディスプレイサイズは地域情報案内地図側モニターを75型以上とし、行政情報側モニターは48型以上のサイズを確保すること ・広告筐体の色彩及びデザイン意匠は、横浜市と協議した上で決定すること ・広告筐体は壁面の基礎から自立する構造とすること
広告掲出期間	<p>令和4年6月下旬頃～(5年間)</p> <p>※1年ごとに道路占用許可を受けていただく必要があります。</p> <p>※詳細な掲出時期については、事業者選定後、調整のうえ決定します。</p> <p>(下記「広告掲出にあたっての留意点」参照)</p>

■申込み、選定のスケジュール（予定）

申込期間	令和3年12月20日（月）～令和4年1月11日（火）
提案内容評価	令和4年1月中旬
選定結果通知	令和4年1月下旬

■広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。
広告の制作等	<ul style="list-style-type: none"> ○掲出を希望する広告原稿は、事前に広告内容の審査を受けてください。 ※広告内容によっては審査に時間を要する場合がありますので、放映開始希望の2週間前までにご提出ください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○審査・広告内容等の調整・修正に時間を要した場合には、広告の掲出が遅れること又は広告が掲出できないことがあります。その場合であっても広告料は減額しませんのでご注意ください。 ○事前に承認を得た広告の内容（デザイン等）を変更する場合は、その都度、本市と協議し、承認を得てください。 ○掲出期間中は、広告筐体に破損や汚れのないよう、定期的な点検管理を行ってください。また、広告筐体の周辺に汚れがあっても、市では対応できない場合があります。
財産の使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ○広告の掲出にあたっては、本市と広告に関する契約締結をしていただくほか、道路占用許可が必要です。 ○道路占用許可申請書は、都市整備局都心再生課が受け付け、中土木事務所へ回付します。後日、中土木事務所で許可書を受領していただき、広告料とは別に占用許可に係る道路占用料（1㎡につき年額14,000円）をお支払いください。（道路占用料は年度により改定される場合があります） ○広告の掲出時や撤去時等、現地で作業を行う際には道路使用許可が必要となる場合があります。あらかじめ所轄の警察署にご確認ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○広告契約期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。 ○広告の掲出、意匠変更、撤去に係る作業について、作業日の1週間前までに作業日時・作業責任者・連絡先を都市整備局都心再生課までご連絡ください。 ○広告掲出終了後は大壁面及び舗装面に対し、周辺と調和するよう原状復帰をしてください。 ○道路管理者による定期点検等維持管理の際には、広告表面から打音、触診することがあります。あらかじめご了承ください。 ○本市が行う公共工事等のためやむを得ない必要が生じた際は、一時的に掲出済の広告が隠れる場合や撤去を依頼することがあります。

■申込み

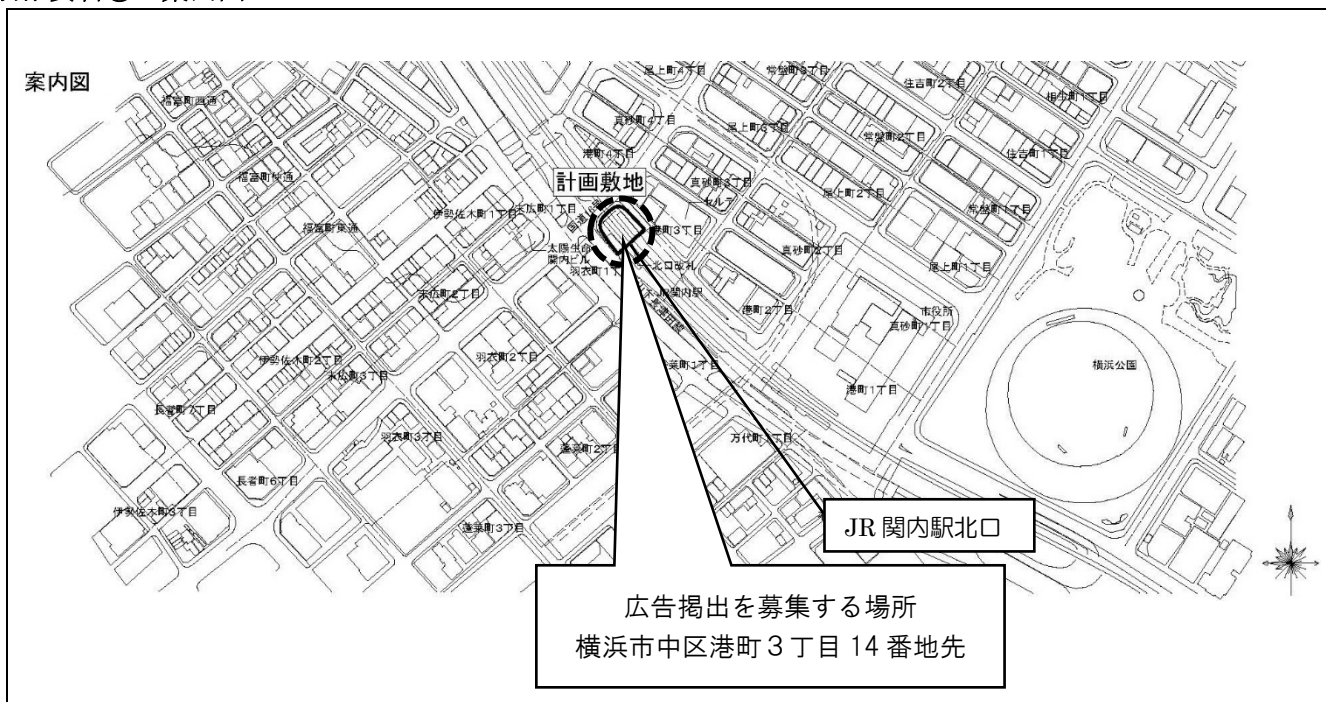
申込条件	<ul style="list-style-type: none"> ○広告製作から掲出・撤去までの一連の作業が可能な広告代理店とします。 ※申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主審査を受けてください。
------	---

申込方法	○広告企画書を下記申込み先・お問い合わせ先まで持参、郵送又は電子メール等でご提出ください。(郵送または電子メールの場合は、念のため下記連絡先まで電話連絡をお願いします。)
広告企画書記載事項	<p>(1)壁面も含めた設置場所、形状、構造、仕様、ディスプレイ表示イメージ等 (ディスプレイ表示イメージでは、地域情報案内地図枠や広告枠の大きさ、行政情報等では最大表示枠数とテロップ枠数、背景枠を含めて表現してください。テロップについては、表示イメージも記入してください。) (図や写真等を交えての提案をお願いします。)</p> <p>(2)タッチパネル式地域情報案内地図の使用法や施設情報のイメージ (検索方法、施設情報や地図の表示イメージ、言語の切り替えなど) (図や写真等を交えての提案をお願いします。)</p> <p>(3)行政情報等の編集操作法と導入時導入後のフォロー、データコンテンツの種類と配信設定(修正等を含む)、データ管理(コンテンツの履歴保存等)やネットワークが使用できない状況での現場管理方法など</p> <p>(4)緊急情報の表示(迅速な広告への反映や緊急速報メールの自動掲載など)</p> <p>(5)事業実施の体制(維持管理体制、販売・営業方法、会社内での広告の審査基準、想定する広告主等)</p> <p>(6)行政機関等でのタッチパネル式ディスプレイによるデジタルサイネージ広告事業の実績数と実績が確認できる資料(写真等)</p> <p>(7)横浜市に支払う広告料(税込み)(年額)</p> <p>(8)その他、本市の行政サービスの向上や経済的メリット(地域の魅力向上)につながる独自の提案・取組など</p>
申込締切	令和4年1月11日(火)12:00 ※必着
申込先	<p>(担当課名) 横浜市都市整備局都心再生課 (所在地) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 (TEL/FAX) TEL 045-671-3858 /FAX 045-664-3551 (Eメール) tb-tosai@city.yokohama.jp</p>

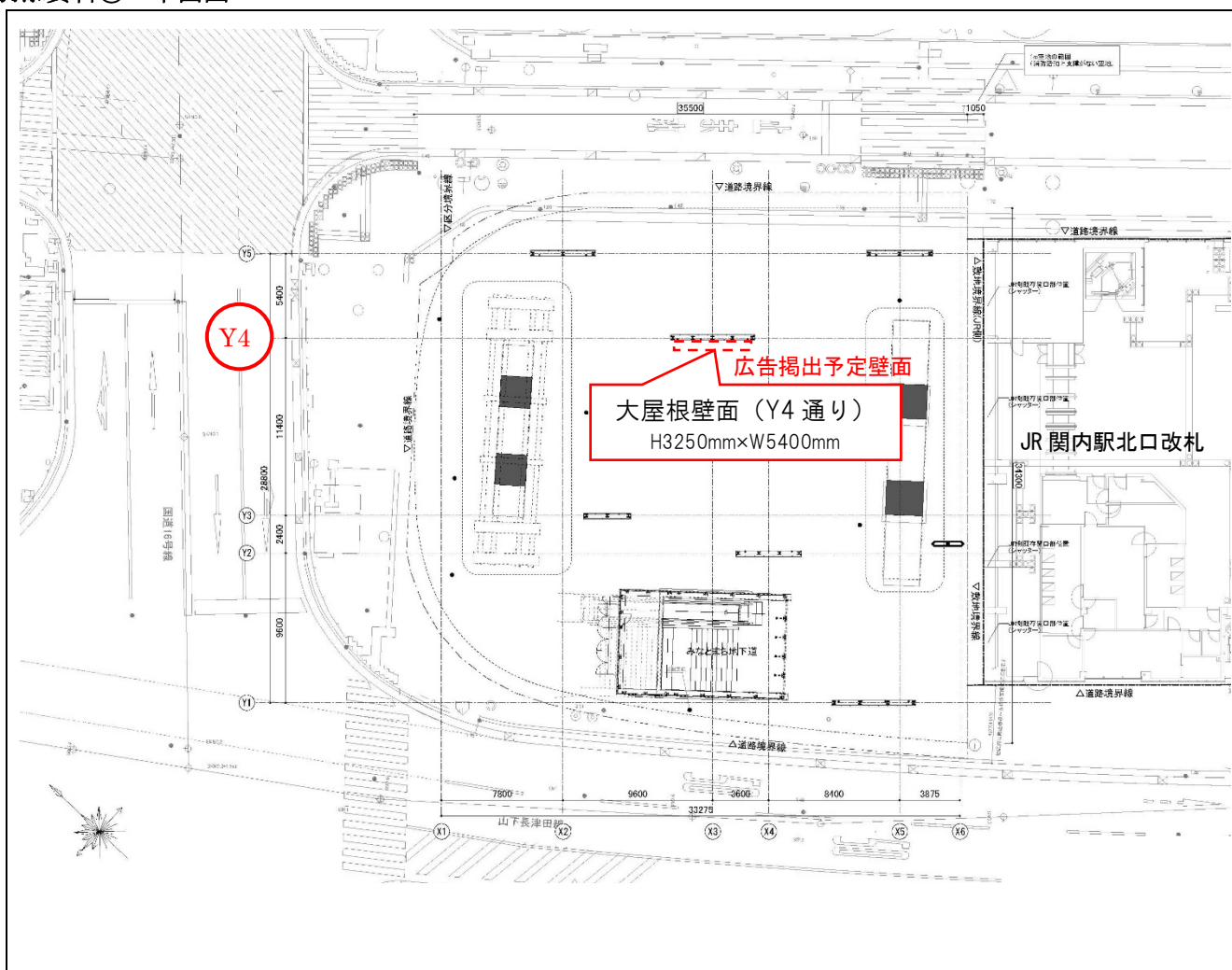
■選定手続

評価項目・評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・広告筐体の仕様(5) ・地域情報案内地図の枠(15) ・タッチパネルの操作性(20) ・行政情報等の管理、コンテンツの種類(10) ・緊急情報の表示(5) ・事業実施の体制(5) ・デジタルサイネージの実績(5) ・横浜市に支払う広告料(5) ・独自の提案、取組(10) <p>※詳細は上記「広告企画書記載事項」参照 ※()は各項目の配点であり、80点満点で評価</p>
評価方法	<p>○「関内駅北口歩行者広場広告事業選考委員会実施要綱」に基づき、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者(広告掲出事業者)として選定し、広告掲出についての交渉を行います。 ※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p>

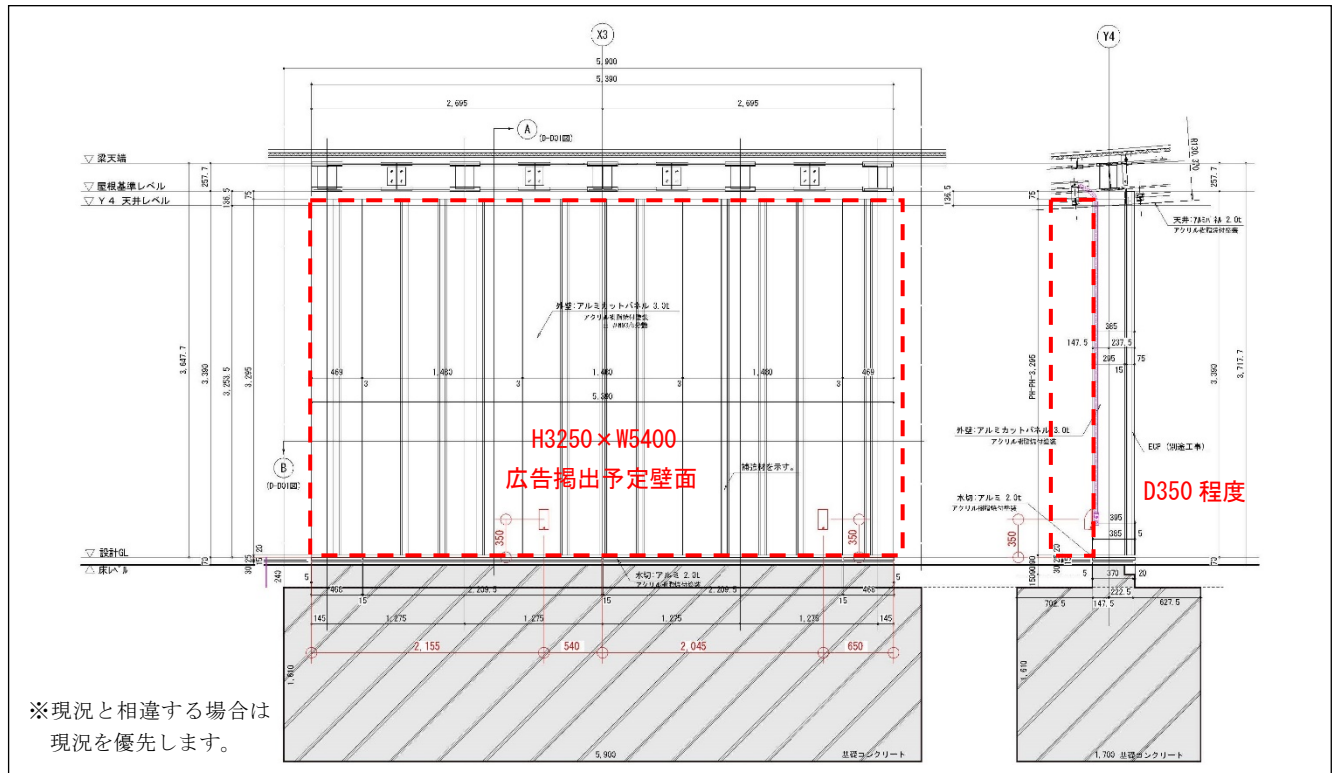
別添資料① 案内図



別添資料② 平面図



別添資料③ 壁立面図



別添資料④ イメージパース (関内駅北口改札からの視点)



広告企画書（広告付物品提供・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	関内駅北口歩行者広場広告		
	物品提供等 に係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由）		
		※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）